所得税・住民税が非課税となる収入の目安

給与所得者·単身

給与収入	所得税	住民税
96.5万円以下	非課税	非課税
100万円以下	非課税	均等割のみ課税
103万円以下	非課税	均等割・所得割課税 <u>※1</u>

●障害者・未成年者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当する方は、給与収入204万4千円未満の場合、住民税が非課税となります。

公的年金受給者·単身(65歳未満)

年金収入	所得税	住民税
101.5万円以下	非課税	非課税
105万円以下	非課税	均等割のみ課税
108万円以下	非課税	均等割・所得割課税 <u>※1</u>

●障害者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当する方は、年金収入195万円以下の場合、住民税が非課税となります。

公的年金受給者·単身(65歳以上)

年金収入	所得税	住民税
151.5万円以下	非課税	非課税
155万円以下	非課税	均等割のみ課税
158万円以下	非課税	均等割・所得割課税 <u>※1</u>

- ●障害者・ひとり親・寡婦のいずれかに該当する方は、年金収入245万円以下の場合、住民税が非課税となります。
- ※1<u>均等割は合計所得金額で、所得割は総所得金額等で判定しますので、純損失等があれば所得割は課税されない場合が</u>あります。(総所得金額等…合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後の全ての合計所得)

◎扶養がいる場合の住民税非課税範囲は、以下の計算式を使用(合計所得金額)

均等割 : 315,000円 × (生計同一配偶者&扶養数+1) + 289,000円 所得割 : 350,000円 × (生計同一配偶者&扶養数+1) + 420,000円

例)扶養1人の場合:均等割 919,000円以下、所得割 1,120,000円以下

扶養 2 人の場合:均等割 1,234,000円以下、所得割 1,470,000円以下 扶養 3 人の場合:均等割 1,549,000円以下、所得割 1,820,000円以下 ※2 <u>給与所得控除額または公的</u> <u>年金等控除額を足した額が</u> <u>収入になります。</u>

- ※2年金受給者の場合、上記の額に65歳未満は60万円、65歳以上は110万円を足した額が住民税非課税収入の目安 となります。給与所得者の場合、給与収入の額によって給与所得控除額が変わります。
- ○所得税に関しては、配偶者控除や扶養控除の金額によって非課税範囲が変わります。

◎参考

均等割とは?

⇒前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に均等に負担していただくものです。

所得割とは?

⇒毎年の所得金額に応じて負担していただく税で、均等割とは異なり、所得金額と所得控除額を基に計算されています。